

あきる野市教育委員会 11月定例会会議録

- 1 開催日 平成26年11月26日(水)
- 2 開催時刻 午後2時00分
- 3 終了時刻 午後4時22分
- 4 場所 あきる野市役所 5階 505会議室
- 5 日程
- 日程第1 議案第31号 平成26年度あきる野市教育委員会所管
予算(第6号補正)について
 - 日程第2 議案第32号 行政(教育)財産の用途廃止について
 - 日程第3 議案第33号 あきる野いじめ防止基本方針(案)について
 - 日程第4 報告事項(1) 平成26年度あきる野市教育委員会感謝
状贈呈者の決定について
 - 日程第5 報告事項(2) あきる野市教育委員会における市制施行
20周年記念事業(案)について
 - 日程第6 報告事項(3) あきる野市特別支援教育推進計画(素案)
について
 - 日程第7 報告事項(4) あきる野いじめ防止対策推進条例(案)
について
 - 日程第8 教育委員報告
- 6 出席委員
- | | |
|----------|-------|
| 委員長 | 山城清邦 |
| 委員長職務代理者 | 田野倉美保 |
| 委員 | 丹治充 |
| 委員 | 宮田正彦 |
| 教育長 | 宮林徹 |
- 7 欠席委員 なし
- 8 事務局出席者
- | | |
|--------|------|
| 教育部長 | 森田勝 |
| 指導担当部長 | 肝付俊朗 |

生涯学習担当部長	山 田 雄 三
教育総務課長	小 林 賢 司
教育施設担当課長	丸 山 誠 司
指導担当課長	西 山 豪 一
学校給食課長	木 下 義 彦
生涯学習スポーツ課長	関 谷 学
スポーツ・公民館担当課長	岡 野 要 一
指導主事	梶 井 ひとみ
指導主事	瀧 澤 久 雄

9 事務局欠席者

図 書 館 長	松 島 満
---------	-------

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

委員長（山城清邦君）

皆さん、こんにちは。それでは、あきる野市教育委員会 1 1 月定例会を開催いたします。本日は、教育委員が全員出席しております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 3 条第 2 項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

本日は傍聴の希望がありますので、許可したいと思います。

事務局は、松島図書館長が欠席しております。

それでは、議事日程に従いまして会議を進めてまいります。

本日の会議録署名委員の指名につきましては、田野倉委員と宮田委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

日程第 1 議案第 3 1 号平成 2 6 年度あきる野市教育委員会所管予算（第 6 号補正）についてを上程いたします。

提出者は説明をお願いいたします。

教育長（宮林 徹君）

議案第 3 1 号平成 2 6 年度あきる野市教育委員会所管予算（第 6 号補正）についての議案を提出いたします。

説明は森田部長と山田部長よりいたします。

委員長（山城清邦君）

森田部長。

教育部長（森田 勝君）

それでは、議案第 3 1 号を説明させていただきます。提案理由につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、平成 2 6 年度あきる野市教育委員会所管予算（第 6 号補正）について、委員会の意見を求めるものでございます。

学校教育関係につきましては私から、社会教育関係につきましては山田部長から説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、1 枚めくっていただきまして、まず歳入の説明をさせていただきます。1 5 都支出金、0 2 都補助金、0 7 教育費都補助金 9 4 万 7, 0 0 0 円につきましては、教育総務課における東京都通学路防犯設備整備補助金を受け入れるため増額をするものでございます。この事業につきましては、小学校の通学路に防犯カメラを設置することにより、児童の安全の確保を図ることを目的とし、平成 2 6 年度の東京都の補正予算に計上されまして、都教育庁の補助事業として執行されるものでございます。この補助事業につきましては、平成 2 6 年度から平成 3 0 年度までの 5 年間で補助事業期間と定めまして、小学校 1 校当たり 5 台を目安として、防犯カメラの整備に関する経費の 2 分の 1 を補助するというものでございます。今年度につきましては、多西小、屋城小、西秋留小学校、五日市小、増戸小の各学校区に 1 台ずつ設置するものでございます。設置場所につきましては、福生警察署と五日市警察署と協議を行いまして、犯罪等が発生した場所の情報提供を受けるとともに、今年度実際に声かけ等の被害が発生した通学路に設置するものでございます。

なお、平成 2 7 年度以降平成 3 0 年度までの期間に、全小学校区に 1 校当たり 5 台を目

安として計画的に整備していきたいと考えております。

次に、20諸収入、06雑入、05雑入17万9,000円につきましては、指導室における秋川流域市町村視聴覚教育協議会分配金でございます。これは秋川流域市町村視聴覚教育協議会が平成26年9月1日付で廃止になったことに伴い、決算額の残額について、負担金の負担割合により配分をするものでございます。

なお、決算額の残金につきましては、22万5,216円で、あきる野市の負担割合としましては79.6%でございます。

それでは、1枚めくっていただきまして歳出でございます。10教育費、02小学校費、01学校管理費202万8,000円につきましては、教育総務課における小学校維持管理経費の補正を行うものでございます。この経費につきましては、先ほど歳入で説明をさせていただいた5台の防犯カメラ設置工事にかかる経費でございます。経費の概要といたしましては、防犯カメラ保守点検委託料が6万5,000円。電柱に設置をしますので、電柱共架料7,000円。防犯カメラ設置工事が189万6,000円。また、記録用のハードディスクの予備等の購入費が6万円という内容でございます。

なお、設置に当たり、設置する場所の町内会・自治会の会長、あるいは秋川地区と五日市地区の防犯協会の会長、町内会・自治会連合会の会長に対して、設置について説明を行いました承していただいております。

次に、04学校整備費、286万9,000円の減額につきましては、教育総務課における小学校整備事業経費の補正を行うものでございます。これは今年度予定をしていた東秋留小学校など4校のトイレ大便器洋式化工事において、入札による契約差金等が生じたため減額補正を行うものでございます。

次に、03中学校費、04学校整備費、276万8,000円の減額につきましては、教育総務課における中学校整備事業経費の補正を行うものでございます。これは今年度予定をしていた西中と増戸中のプール塗装工事において、入札による契約差金として167万3,000円。そして、増戸中の校庭補修工事において、同じく入札による契約差金として109万5,000円が生じたため減額補正を行うものでございます。

学校関係の説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

それでは、続きまして社会教育費についてご説明します。

資料の中段をご覧ください。04社会教育費、04社会教育費の24万9,000円、文化財保護一般経費でございます。説明といたしましては、西秋留小学校の敷地内に文化財の保存庫がございます。そちらの入り口部分の扉が老朽化して、出し入れ等非常に不便ということで修理をするものでございます。補正前の額が417万2,000円、補正額が24万9,000円、補正後の額が442万1,000円となります。

続きまして、その下でございます。06郷土館費、9万8,000円、二宮考古館運営管理経費でございます。考古館入口部分にコンクリートの敷石があるんですが、それが緩んでいて利用者の方がつまずいたら危ないということで、もう一度固める修繕を行います。補正前の額が942万9,000円、補正額が9万8,000円、補正後の額が952万

7, 000円になります。

続きまして、07秋川キララホール運営費、契約差金等により2, 378万3, 000円の減額補正になります。もう少しご説明させていただきますと、説明欄に空調設備改修工事監理委託料135万8, 000円が契約差金で減額とあります。ですが、当初予算額は602万9, 000円でした。これに対して契約金額が442万8, 000円となり、入札後の差金が160万1, 000円でした。その後、無停電装置の改修が必要となったことから、そこから24万3, 000円を流用させていただきました。その結果、135万8, 000円を減額するものでございます。

その下の空調設備改修工事2, 242万5, 000円の契約差金につきましても、先ほどと同様に、予算額に対する契約金額の入札後の差金が2, 409万9, 440円となりました。これについても先ほど申し上げた無停電装置の改修が必要となったために167万4, 000円流用をしまして、残った差金2, 242万5, 000円を今回減額することとなりました。したがって、補正前の額が2億9, 111万7, 000円、補正額が2, 378万3, 000円の減額、補正後の額が2億6, 733万4, 000円でございます。

続きまして、08あきる野ルピア運営費、こちらも契約差金でございます。52万8, 000円の減額補正でございます。空調設備改修工事設計委託料、補正前の額が1億1, 409万9, 000円、52万8, 000円の減額になりまして、補正後の額が1億1, 357万1, 000円となります。

一番下の段でございます。05保健体育費、02体育施設費71万2, 000円につきましては、いきいきセンター運営管理経費でございます。いきいきセンターのプール装置の、ろ過用タンク、ろ過機循環用ラインポンプの漏水、ろ過機フィルターの交換修繕等の修繕を行ったものでございます。71万2, 000円を補正するものでございます。補正前の額が3, 180万5, 000円、補正後の額が3, 251万7, 000円でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

それでは、ご質問ありましたら、どうぞ。

田野倉委員。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

1点は、防犯カメラを東京都の補助金で設置するというので、各校につき5台までというご説明でした。今まで通学路に防犯カメラがどの程度設置されていたのでしょうか。

あと、もう1点は、歳出の契約差金の説明の際、予算に対して決算額がマイナスだったため、減額補正をするとのことでした。素人の考えですと、随分その契約差金の額が大きいように感じます。このぐらいの誤差というのは一般的なものなのでしょうか。例えば先ほどの社会教育費のキララホールの空調設備ですと、補正前が約2億9, 000万の工事の規模で約2, 300万の契約差金というのは、私にとってすごく大きく感じます。その辺、このぐらいの契約差金が出るのが当たり前のことなのでしょうか。契約差金というの

はマイナスで出るのが普通なのでしょうか。予算をオーバーして使ってしまうということはないと。あともう1点、社会教育費の中で西秋留文化財保存庫、小学校の敷地内にあるという話でしたが、どのような文化財がこういった形で保管されているのかをお聞きしたいと思います。

以上3点、お願いいたします。

委員長（山城清邦君）

小林課長。

教育総務課長（小林賢司君）

通学路の防犯カメラの設置状況ですが、現在は通学路には1台も設置してございません。

委員長（山城清邦君）

今までゼロということですね。

教育総務課長（小林賢司君）

はい。

委員長（山城清邦君）

丸山課長。

教育施設担当課長（丸山誠司君）

予算の関係、契約差金関係ですが、通常でいけば大体100%というのも実際ございます。それで、入札しますと大体消費税分の8%ぐらい下回ることが多いのですが、今回は空調関係が非常に多く、予定価格を下回って入札されております。こういったことはよくございます。予定価格より低いからといって、工事ができないわけではございません。検査をしながら、しっかりとした工事をしてございます。

委員長職務代理人（田野倉美保君）

特に問題がないということでしょうか。

教育施設担当課長（丸山誠司君）

問題がないということでございます。

委員長（山城清邦君）

関谷課長。

生涯学習スポーツ課長（関谷 学君）

西秋留文化財保存庫について、ご説明させていただきます。西秋留小学校の敷地の中に木造の建物がございまして、それを再利用させていただいて文化財を収蔵してございます。主には合併前の秋川市時代の農具、くわやすき、ざるや鍋、釜などの生活用具を収蔵してございます。

委員長（山城清邦君）

田野倉委員。

委員長職務代理人（田野倉美保君）

ただ、収納してあるということで、展示をしてあるわけではないんですよね。一般の方には見ることはできないのでしょうか。

生涯学習スポーツ課長（関谷 学君）

はい。収蔵のみです。ただ、過去に西秋留小学校でその史料を使って社会科の授業の中

で利用していただいた経緯はございますが、建物自体は展示室ではなくて、本当に収蔵するだけの設備になってございます。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

ありがとうございました。

委員長（山城清邦君）

追加の質問ですが、何かの際には、どこかで展示をすることもあり得るのでしょうか。

生涯学習スポーツ課長（関谷 学君）

もちろんそのために収蔵してございます。最近では事例がございませんが、そのための施設でございます。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

ほかにご質問ありますか。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

教育費の03の04の学校整備費、中学校整備事業経費の増戸中学校の校庭補修工事についてです。先般、小中合同の運動会が行われて、非常によかったなという感想を持ちました。増戸小中のグラウンドの境がよくわからないのですが、この工事は、増戸中の校庭のみに行ったのでしょうか。そして、どういった内容の補修だったのでしょうか。

委員長（山城清邦君）

丸山課長。

教育施設担当課長（丸山誠司君）

私のほうからお答えしたいと思います。ご質問の件ですが、測量をしまして、小中学校のちょうど真ん中辺を区切ってあります。今回の工事につきましては、合同の運動会があった関係もありましたし、増戸中学校のグラウンドがサッカーで大分でこぼこになっておりました。それを整地してきれいにやり直して補修をかけたのと、それからグラウンドメーカーを今回小中学校一緒にやったものですから、やり直したものでございます。

委員（丹治 充君）

水抜きなどの工事もあわせて行ったのでしょうか。

教育施設担当課長（丸山誠司君）

今回ちょっとそこまではできておりません。

委員（丹治 充君）

整地ですね。ありがとうございました。

もう1点、お願いします。10、02、04の小学校整備事業経費、トイレ大便器の様式化ですが、今回の工事で大体何%ぐらいを終えられたのでしょうか。

それと今後、全部を洋式に変えていく方向なのでしょうか。

教育施設担当課長（丸山誠司君）

校舎内のトイレにつきましては、今回の工事で100%完了いたしました。全部で320カ所ぐらい工事をしました。引き続き、体育館、クラブハウスやプールのトイレについても、校舎と同様に1カ所和式を残して、全部洋式化できるよう、今後取り組んでまいり

ます。

委員（丹治 充君）

ありがとうございました。

委員長（山城清邦君）

宮田委員、よろしいですか。

委員（宮田正彦）

似たような質問なんですが、先ほどの保存庫にあるのは民俗関係の史料だと思います。五日市郷土館にも多くの資料が入っているかと思います。なかなか活用することが難しい史料だとは思いますが、お金をかけるのなら活用していただいて、子供たちにもこういう史料があるんだよというのを見せる機会を設けてはどうかと思います。学校で郷土館に行くと、30分ほど見学した後に、学校に帰って作文書くという授業ありますよね。そういう所なるべく昔のものを見てもらって、学校にも活用していただけたらと思います。

それと、老朽化による扉の修理とありますが、一般的に保存庫というと鉄の分厚い板で、耐火や耐震、防犯の扉がついていますが、普通の木造ということなので、扉に何かしらの耐火がなされているのでしょうか。実際に見たことがないので教えていただけたらと思います。

生涯学習スポーツ課長（関谷学君）

文化財保存庫自体は、私が以前に聞いた話ですと、西秋留の昔幼稚園だった講堂を再利用したということを知ることがございます。確かめたわけではないんですが、本当に昔ながらの木造の建物でございます。ガラスがはまった扉がありまして、鍵もねじ込み式で昔の趣のある施設です。木部がかなりありますので、経年劣化で扉とその辺の躯体部分が傷んでいましたので、扉の開け閉めに非常に不便が生じたので今回改修となりました。

委員（宮田正彦）

わかりました。ありがとうございます。

委員長（山城清邦君）

それに関連してですが、市の文化財を保存している施設というのは何カ所ぐらいあるんですか。

生涯学習スポーツ課長（関谷学君）

考古関係は二宮考古館がございます。あと五日市郷土館では民具を中心に収蔵しております。あと、今申し上げた西秋留の倉庫、あと公民館の裏に2カ所、プレハブでございます。あと、菅生に1カ所が主な収蔵施設でございます。大きな建物での管理はなかなか難しいものがございますので、分散する形で収蔵管理を図っている状態でございます。

委員長（山城清邦君）

できたら防犯対策も含めた、しっかりしたところがあるといいなというところでしょうか。

生涯学習スポーツ課長（関谷学君）

私もそのように思います。

委員長（山城清邦君）

では、よろしいですか。

《はい》

委員長（山城清邦君）

私のほうからよろしいでしょうか。先ほどの田野倉委員からの質問にも関連しますが、空調設備などの工事が必要な場合の段取りというのは、どの様に進んでいくものなのでしょう。見積もりは誰がとるのか。それから、設計監理料というのはどのように算定されるのか。どの段階で入札にかかるのかという一連の流れを参考までに、公共工事の基本的な流れを教えていただければと思います。

丸山課長。

教育施設担当課長（丸山誠司君）

例えば、キララホールの場合は、設備関係が急に悪くなったりしました。だましまし使っていたんですが、いよいよ交換する時期になりましたので、まず設計段階の前に専門業者から見積もりをとります。目安を大体決めておきます。設計委託や監理委託ですが、これには東京都の積算基準がございまして、工事費に対して何%と決まっております。工事費を算出しないと、設計委託と監理委託の金額が出ません。そこで工事費の積算を委託します。3者見積もりなりをして、正式な金額が一番安いところを選定して、コスト縮減を図りながら予算ベースを作成します。金額が大きくなると入札になります。1億5,000万円以上になりますと議会案件になります。それ以下ですと通常でいけば公募をするかどうか、指名委員会の中で決めていきます。入札するまでには1カ月ぐらい、大きな工事ですと1カ月半ぐらいはかかってしまいます。入札後に工事が契約となり、工事契約後に翌日から工事期間ということになります。

以上でございます。

委員長（山城清邦君）

例えば、キララホールの空調設備の調子が悪くなるとします。その場合に、本体の設計書を提示して、調子の悪い所を示して、こういうふうにしたいという目的を明らかにして、見積もりを依頼するのでしょうか。

教育施設担当課長（丸山誠司君）

そうですね。特にキララホールの空調については、専門の業者さんが建設したということもあって、1つずつ確認していかないとわからないところがあります。ポンプが悪いのか、配管が悪いのか、数限りなく確認しなくてはいけないという大変な事務量がございます。

委員長（山城清邦君）

そういうふうに業者に確認してもらって単価を出してもらおうと。どのくらいかかるか、まず金額を確認してから予算を取るんですね。

教育施設担当課長（丸山誠司君）

そういうことになります。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

それでは、ほかに質問はないですか。

《なし》

委員長（山城清邦君）

それでは、質問がないようですので、質疑を終了いたします。

議案第31号平成26年度あきる野市教育委員会所管予算（第6号補正）については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（山城清邦君）

異議なしと認めます。

議案第31号平成26年度あきる野市教育委員会所管予算（6号補正）については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第2 議案第32号行政（教育）財産の用途廃止についてを上程いたします。

提出者は、説明をお願いいたします。

教育長（宮林 徹君）

議案第32号行政（教育）財産の用途廃止についての議案を提出します。

森田部長より説明いたします。

委員長（山城清邦君）

森田部長。

教育部長（森田 勝君）

それでは、議案第32号を説明させていただきます。提案理由につきましては、戸倉小学校及び小宮小学校の廃校に伴いまして、旧戸倉小学校施設及び旧小宮小学校施設について用途廃止をしたいので、教育委員会の承認を求めるものでございます。

今回の用途廃止に当たりましては、戸倉小学校及び小宮小学校の校舎や体育館、プール等に関する財産処分が必要であったことから、これまで東京都教育委員会を通じて文部科学省と協議を進めてきたところです。そして、あきる野市から財産処分報告書を東京都經由で文部科学省に提出いたしまして、本年の10月14日に正式に受理をされましたので、各学校設備の用途廃止を行うものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくご承認のほど、お願いをいたします。

委員長（山城清邦君）

説明が終わりました。

ご質問ありましたら、どうぞ。よろしいですか。何か補足の説明がございましたら、どうぞ。両小学校の現状などいかがでしょうか。

教育総務課長（小林賢司君）

補足の説明ですが、両校とも閉校になりまして、今後市長部局に引き継ぎをいたします。環境経済部という部署に引き継ぎをしまして、設置条例等整備しながら今後管理運営していくという流れになっております。今回ご承認いただいた後に市長部局のほうへ財産譲渡の手続を行っていく予定でございます。

委員長（山城清邦君）

差し支えない範囲で結構ですので、小宮小学校が現状どのように活用されているかとか、戸倉小学校にどのような計画があるかとか、追加で説明していただければと思います。

教育総務課長（小林賢司君）

まず、小宮小学校でございますが、市内の小学生等を対象に自然体験学習をできるように活用してございます。戸倉小学校につきましては、現在検討しております、それぞれ体験や食事、宿泊や展示等、来年の夏のオープンを目指して今検討しているということで進めております。

概略は以上です。

委員長（山城清邦君）

それぞれ有効に活用されるといいなと思います。

よろしいでしょうか。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

戸倉小は、今までバードウォッチングなどの野鳥観察等、非常に子供の活動が盛んな場所ですね。地理的な問題もあると思いますが、今まで取り組んできたものを生かすような計画があるのでしょうか。また、計画がなければどこかでご検討いただければと思います。

委員長（山城清邦君）

丸山課長。

教育施設担当課長（丸山誠司君）

私のほうからお答えいたします。戸倉小学校、丹治委員からお話ございましたように野鳥観察で有名でございます。是非そういうのを取り入れて欲しいということで、旧戸倉小学校運営準備委員会からも報告がございました。できれば北側のお寺の脇のほうでバードウォッチングをやっていたらいいかなと今検討しているところでございます。そして、ジオパークの開設の計画もございますので、化石や石器だとか、そういうものを展示できればいいのかなというところで、今さまざまな検討をしているところでございます。地元と一緒に計画をしてございます。

委員長（山城清邦君）

山田部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

戸倉小につきましては、アートスタジオ五日市レジデンス事業で版画家を海外からも招へいしております。今まさにやっているところです。そこで招へいされた版画家たちが戸倉小の児童といろいろとワークショップをして、ふれあいをしてきたということがあります。戸倉小が閉校となった後、今活用しようということで検討していただいておりますが、普通教室の一部をアートスタジオ五日市の版画作品を展示するスペースに充てていただけるとい話がございます。そんな活用をしていただくことになっております。

委員（丹治 充君）

ありがとうございました。

委員長（山城清邦君）

では、よろしいですか。

《はい》

委員長（山城清邦君）

それでは、質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第2 議案第32号行政（教育）財産の用途廃止については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（山城清邦君）

異議なしと認めます。

議案第32号行政（教育）財産の用途廃止については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第3 議案第33号あきる野市いじめ防止基本方針（案）についてを上程いたします。

提出者は説明をお願いいたします。

教育長（宮林 徹君）

議案第33号あきる野市いじめ防止基本方針（案）についての議案を提出します。

肝付部長より説明いたします。

委員長（山城清邦君）

肝付部長。

指導担当部長（肝付俊朗君）

議案第33号あきる野市いじめ防止基本方針（案）についての提案理由でございます。いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条に基づき、別紙「あきる野市いじめ防止基本方針（案）」を策定したので、委員会の承認を求めるものでございます。

あきる野市いじめ防止基本方針につきましては、10月の教育委員会定例会で素案を承認していただいたところです。11月14日金曜日の市の経営会議におきまして、あきる野市いじめ防止基本方針の策定について、案として報告をさせていただきました。その際、市長よりあきる野市らしさをもっと強調してほしい。そして、広く地域、市民も巻き込んだものにしてほしいというご指摘をいただきました。市長部局の企画政政策課と調整し、このたび案としてご提出し、委員会の意見を願いますのでございます。

修正を加えたところは、あきる野市いじめ防止基本方針（案）の3ページをご覧ください。網かけやアンダーラインをさせていただいたところです。このいじめ防止の基本的な考え方の1番、基本方針策定の意義というところで、中段にございます「あきる野市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）は、地域ぐるみで市立学校におけるいじめ問題を克服し、子どもたちの尊厳を保持する目的のもと」というところ。その続きに「あきる野市と学校、保護者」、このところは以前家庭と表現していましたが、保護者と修正をいたしました。

それから、4ページの4番、いじめ問題への基本的な考え方というところで、（1）として「おとなが手本のあきる野市」の実践」という項目を挙げまして、「あきる野市では、平成19年7月に市教育委員会が「おとなが手本のあきる野市」を提唱し、家庭の教育力だけではなく、地域社会の教育力の向上も図っていこうとする取組を実施している。こうした取組を下に、すべての市民がいじめを許さないという毅然とした態度でいじめに立ち向かい、心豊かな「あきる野っ子」を育てる。」ということを書かせていただいております。

7ページのローマ数字Ⅲ番になります、「市における取組」の1番です。あきる野市いじめ問題対策連絡協議会、これは組織として設置するものです。その3行目にございます「本協議会は学校関係者、市教育委員会、市長部局、子ども家庭支援センター等のあきる野市関係機関、児童相談所、人権擁護委員、警察等その他の関係者で構成される」というところです。さまざまな関係機関の方にも一緒に、いじめ問題にかかわっていただくということで、市長部局についても明記をしました。あきる野市関係機関というところに含まれるというふうに私どもは考えていたんですが、市長部局と明記することで、その所在を明らかにしようということで、修正させていただいております。

それから、8ページをご覧ください。2番のいじめ防止等に関する具体的な取組の(11)になります。「町内会や自治会、地域住民及び関係機関と連携した取組の推進」ということで、先ほどお話をさせていただきました、地域や市民、そしてさまざまな大人のかかわりというようなことを書き加えております。

そして、9ページをご覧ください。重大事態が起きた際の調査を行うための組織ということで、一番下の(2)、網かけの部分になります。「学校いじめ対策委員会を母体として、学校評議員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により「学校いじめ調査委員会」を設置し、調査を行う。」。これは再掲となっていますけども、これは前回お示ししたものに、組織の流れというものを明確にするために再掲しながら、わかりやすくしたものでございます。これが素案に代わって、案として今回提出したものでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、質問がありましたら、どうぞ。

教育長、何かございますか。

教育長（宮林 徹君）

今、肝付部長から説明があったように、あくまでも教育委員会が担当なので素案を挙げたんですが、その中身が、教育委員会色が強かったんですね。市長から見ると。しかし、これはあきる野市のいじめ防止基本方針で責任は誰がとるんだと。市長の私だろうと。だったら、市が、市長が責任をとるという中身にしてもらわないと、教育委員会が責任をとる話じゃないだろうと。その市長の意見を受けて、今言った文言を入れたんですね。これはまさに地域ぐるみで取り組むことで、教育長がしょっちゅう言っていることじゃないかと。学校だけじゃなくて地域ぐるみでやるんだと言っているのに、それが書かれていないじゃないかと。そして、責任は私がとるんだという、そういうものにしてほしいということで、網かけになっているところを修正したんですね。内容見ていくと、本当に町内会、自治会まで責任持ってやるんだよと書いてあるんです。これはいいですね、すばらしいことだと思います。そういう意味では「おとなが手本のあきる野市」と言っているんだから、そのことについても大人が手本でなきゃいかんということを具体的なこういった基本方針の中に挙げていこうと。そのために教育委員会がいろんなことを言ってきたことというのは、だめだなんていうことは一つも言われないうです。そういうものも含めてやっていこうという大変力強いものになったんじゃないかなと思います。

以上です。

委員長（山城清邦君）

何かご意見ありましたらどうぞ。

田野倉委員。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

今教育長がお話されたように、やはり教育委員会が主体というよりは、あきる野市に住んでいる一人一人が、自分のものとしていじめ問題を考えていかないと、という力強い決意があらわれた形に変わったような気がして、非常にいいと思いました。他人ごとではなく、本当にあきる野市に住んでいる一人一人がいじめを本当になくしていかななくてはと。大人もそうですし、子供、中学生、みんなでいじめの問題を考えていこうという形にするには非常にいいかなと思います。また、責任は市長が最後にとるという強い決意を示していただいたというのは大変素晴らしいなと思いました。

以上です。

委員長（山城清邦君）

ほかに、ご意見ございますか。

宮田委員。

委員（宮田正彦）

実際にこの案をこれから検討して決定されるわけですが、この内容が諸機関だけではなく、保護者という記載もありますので、周知していただけるよう、学校などで保護者に対する研修をしたりですとか、あるいはもう少し保護者が身近にわかるような手段を用いて周知されるべきだなと強く感じました。

以上です。

委員長（山城清邦君）

教育長。

教育長（宮林 徹君）

今後、パブリックコメントをやりますよね。ここで承認されると、市民に広く見ていただいて、市民からのご意見もいただいたものを入れられるものを入れてつくり上げていきます。議会の案件にもなりますから、市民も目にします。例えばこの中には、あきる野市の教育委員会がずっと言っている「いじめ撲滅三原則」もあるわけです。するを許さずが一番になっていくんです。これは教育委員会や学校だけが言っていることじゃなくて、市全体のいじめを撲滅するときの基本的な姿勢になるわけです。こういうものが市内に広まったときに、いろんな意見が来るかもしれない。それでもこれでいくんすということ、相当ハードに市民に知らされていくと思います。そして、人ごとじゃなくて本気になってやっていただけるようにしていかなきゃいけないと思います。「教育広報あきる野」の中にも、いじめ撲滅の話がありますし、市の広報にも載っていくようになると思います。特に市の広報などであきる野市の「いじめ撲滅三原則」を載せたらいいんじゃないかということになるんだろうね。

委員長（山城清邦君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

以前にも発言させてもらったと思いますが、各学校には学校評議員が設置されていますよね。この学校評議員というのは、設置要綱にもあるように健全育成の観点からも、教育課程もそうですが、通常の教育活動についての報告を受けたり、場合によっては学校長の求めに応じて、意見を述べるということを考えますと、学校評議員も外せないのではないかなと私は思いました。学校関係者ということで含めてもいいのですが。また、設置要綱がある中で、その辺はどうなのかなと思ったものですから、ご検討いただければと思います。

指導担当部長（肝付俊朗君）

学校評議員というのは、学校ごとにいらっしゃるもので、市全体の組織の中に入れるのはいろいろと難しいかと思えます。ただ、いじめ対策委員会というのは学校ごとに設置されているわけですから、そこにどのように当てはめていくかというようなこともございます。その辺も踏まえて、組織の構成については、今後注視していきたいと思えます。

委員（丹治 充君）

1校のいじめの問題が、今後は市全体の問題として検討されるわけですから、学校の取り組みについてもチェック機能が働きますよね。この方針についても、できているのかどうかという点については、どこかでチェックしなくてはいけないと思えます。

以上です。

委員長（山城清邦君）

肝付部長、よろしいですか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

後ほど、報告事項でもご報告しますが、条例制定の後にこの基本方針を定めます。形ばかりのものにならないように、一方的なものにならないように、今後しっかりと取り組みさせていただきます。

委員長（山城清邦君）

天津市の事件が起きてから、いろいろな問題が出てきて、いろいろな動きもありました。一つ気になるのは、具体的な大きな事件が起きたときに、想定したものに対してはかなり整備されてきたとは思えます。例えば文言上で言うと6ページの（3）の早期対応の上から3つ目に、「教育的な配慮の下、毅然とした態度によるいじめた子どもへの指導」ということであるとか、10ページの（3）の上から3行目、「いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか」という、問題意識がここで提示されています。加害者がいて被害者がいるという、そういう一方的な関係ではなくて、例えば問題になるお子さんがいるにしても、6ページにあるように教育的配慮の下で指導する。それから、10ページでも、そのような背景事情でどんな問題があったのかということのこの問題意識、それがこういう教育機関、教育問題の場合にはとても大事だろうと思えますので、その辺の生かし方がどのように具体的に展開されていくのかなということがすごく大事じゃないかなという感じがいたします。具体的に事件が起きるとその対応に追われますから、もっと違う展開がありますが、こういった大きな包むような関係のもとで、地域に関しても、地域がこの問題にどう絡むかということにおいては、事件が起きたときにどう対応するかということも

大事ですが、そういった地域にその子供が住んでいる。その子の家庭をどう地域でサポートするかとか具体的に難しいことがたくさんあるかと思います。ですが、そういったものを大事にしていかなければいけないのではないかなという感じがいたしました。

指導担当部長（肝付俊朗君）

そのとおりだと思います。「するを許さず、されるを責めず」という部分については、どうやっていじめをなくしていこうという意識を子供たち、そして関係者たちが普段からどれだけ意識し、関わっていくかということがとても大事だと思います。各関係者、地域も含めてのことですが、各関係者がどのようにいじめに対して対応していくのか。あるいはいじめ撲滅に向けて取り組んでいくのかということ、あきる野市のいじめ防止のための組織の中でいろいろ協議しあって、うちの組織内でこういったアプローチをしていこう、あるいは保護者や地域ではこうしようという、そういったことが具体的に話し合いの中で進められていけばいいなと感じています。

委員長（山城清邦君）

ほかに何かございますか。

宮田委員。

委員（宮田正彦）

この件について、質問があります。5ページの2、組織等の設置、(1)に、学校に学校いじめ対策委員会が設置されて、実際にその重大事態が起きた場合の調査を行う。そして(2)で、学校いじめ調査委員会も設置されます。この(1)のほうでは、そこにかかわる人として、学校の複数の教職員、専門的知識を有する者、それからその他の関係者により構成されるとなっています。重大事態になると、その対策委員会を母体として、プラス学校評議員、PTA役員、それから学校医などの学校以外の委員とあります。(1)の対策委員会に、その対策委員会を設ける意味として、学校におけるいじめの未然防止、早期発見及び早期対応とあります。このことを考えると、やはり保護者、PTA役員でも問題ないんですが、そういう人たちも加わっていいんじゃないかなという感想を持ちました。その辺、対策委員会の中にある、その他の関係者に当たるのかどうか、お聞きしたいと思います。

指導担当部長（肝付俊朗君）

学校でいじめを未然に防止したり、あるいは、どのように対応していくか、そういう関係も含めて、そういったことを考えるためにこの学校いじめ対策委員会というものがございます。それに保護者がどのようにかかわっていくかについては、学校ごとに対応していくものと考えております。ただ、中立性というようなものもありますので、人選についてはPTA関係者、あるいは役職としてやっていくのか等々は今後検討していただくということになるかと思います。

委員（宮田正彦）

各学校が責任を持って決めるということですね。わかりました。

指導担当部長（肝付俊朗君）

学校でいじめを許さない、未然防止や早期発見のために子供たちにどのようにアプローチしていくのかということについては、市の福祉機関などが中心になってくるのかと思

ます。

委員（宮田正彦）

ありがとうございました。

委員長（山城清邦君）

よろしいですか。

委員（宮田正彦）

はい。

委員長（山城清邦君）

ほかにご質問ありましたらどうぞ。

《はい》

委員長（山城清邦君）

それでは、質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第3 議案第33号あきる野市いじめ防止基本方針（案）については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

委員長（山城清邦君）

異議なしと認めます。

議案第33号あきる野市いじめ防止基本方針（案）については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第4 報告事項（1）、平成26年度あきる野市教育委員会感謝状贈呈者の決定について、報告者は説明をお願いいたします。

小林課長。

教育総務課長（小林賢司君）

報告事項（1）、平成26年度あきる野市教育委員会感謝状贈呈者の決定につきまして説明をさせていただきます。

平成26年3月の定例会におきまして議案として提出をさせていただき、ご承認をいただきました感謝状贈呈基準に基づき、学校長及び教育委員会事務局の課長から推挙調書を提出していただきました。教育委員会事務局の部課長で構成をしております感謝状贈呈選考委員会におきまして審査を行い、贈呈者の決定をいたしましたので、報告をさせていただきます。

それでは、資料をご覧ください。推薦者数でございますが、個人が12人、団体が4団体でございます。感謝状贈呈決定者数でございますが、個人が9人、団体が3団体となりました。

次に、感謝状贈呈決定事由でございます。市立小中学校の校長及び副校長であった者2名につきましては、五日市小学校と一の谷小学校の校長先生でございます。

次に、教育委員会が任命または委嘱した非常勤の特別職の職にあった者6名でございます。内訳はスポーツ推進委員が4人、図書館協議会委員が2人となっております。

次に、市立小中学校の教育活動を支援する者1人でございます。この方は学校評議員でございます。

次に、スポーツまたは芸能等の文化活動において特に優秀な成績を上げたものは3団体となりました。内訳でございますが、壮年（40歳以上）ソフトボールの全国大会に出場したソフトボールの団体、そして全国高校総合体育大会に出場した菅生高校の剣道部と硬式テニス部でございます。

次に、感謝状贈呈非該当事由でございます。平成26年度青少年善行表彰に該当した3人、1団体でございます。卓球の全国大会に出場した児童が2人、水泳の全国大会に出場した生徒1人、そしてソフトボール女子の全国大会に出場した小学生女子ソフトボールチームでございます。

以上でございます。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

ご質問ありましたらどうぞ。

今後どういう流れになるのでしょうか。

教育総務課長（小林賢司君）

12月15日に感謝状贈呈式を予定しております。そこで感謝状の贈呈をしたいと考えています。

委員長（山城清邦君）

初めての取組ですよ。

教育総務課長（小林賢司君）

はい。ただ、小中学校の校長先生につきましては、例年5月の教育委員会歓送迎会の際に感謝状を贈呈しております。それ以外の方への感謝状の贈呈は初めてになります。

委員長（山城清邦君）

田野倉委員。

委員長職務代理人（田野倉美保君）

感謝状贈呈決定ということでいくつか挙げていただいた中で、2番の教育委員会が任命または委嘱した非常勤の特別職の職にあった者という方々は、ここで任期が満了された方ということでしょうか。

教育総務課長（小林賢司君）

そうです。

委員長職務代理人（田野倉美保君）

わかりました。ありがとうございます。

委員長（山城清邦君）

ほかにご質問よろしいですか。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

今まで、市民表彰などの対象にはならないけれども、大変すばらしい活動をしてきている人がいるじゃないということで新たにできた事業です。学校のために何かやってくれている人がこんなにいるんだということをよく見ておいてもらわないと、学校によって、同じことをやっても挙がってこない人もいるかもしれません。よく見ておいてもらっ

て、そしてこの人にいつか感謝状を渡せたらなと思う人を見つけておいてもらったらいとおもいます。感謝状をもらおうと思って活動している訳ではないけれども、もらっても嫌な思いはしないで、喜んでいただけるだろうと思って始めた事業です。市民表彰が文化の日にあります、その対象にはならない方々なんです。また、市民表彰に該当された方は、この感謝状の対象にはなりません。

委員長（山城清邦君）

選考基準を学校長に把握してもらうことが一番ですね。

教育総務課長（小林賢司君）

校長会等で説明させていただいた後に、推薦時期が来ましたら再度説明して、推挙していただきました。今回学校からは、学校評議員の方の推薦1件でございました。

委員長（山城清邦君）

よろしいですか。

《はい》

委員長（山城清邦君）

それでは、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第5 報告事項(2)、あきる野市教育委員会における市制施行20周年記念事業(案)について、報告者は説明をお願いいたします。

小林課長。

教育総務課長（小林賢司君）

それでは、報告事項(2)、あきる野市教育委員会における市制施行20周年記念事業(案)について説明をさせていただきます。

ご承知のとおりあきる野市が誕生して、平成27年は市制施行20周年となります。市では盛大に20周年記念事業を計画しております。教育委員会としましても、記念事業として何かできないかと検討した結果、あきる野市の次代を担う小中学生に絵画や作文を書いてもらい、20周年をお祝いするような記念事業の案を考えております。

それでは、資料をご覧ください。これは、あくまでも案でございます。名称につきましては、小中学生による絵画及び作文コンクール、目的につきましては、次代を担う小中学校の全ての児童生徒があきる野市をテーマにして、絵画や作文に取り組み、市制20周年記念、あきる野市への思いを深めるというようなことを記載させていただきました。

まず、絵画でございますが、対象は小学校1年生から小学校4年生までで、テーマとしまして「私の好きなあきる野市」ということで、あきる野市の好きなところや好きな場所、好きな人等が考えられるのかなと思っております。

内容でございますが、学年ごとに入選作品を2つ、優秀作品を2つ、最優秀作品1つを決定して表彰するというので、学年ごとに5点ずつ出させていただきます。作品につきましては、今市長部局のほうでいろいろ検討していますが、平成27年8月30日の日曜日に記念式典が行われます。秋川キララホールで開催する予定ですが、そこで入選作品等を展示しようかと考えております。ただ、まだ市長部局のほうで詳細について決定をしておらず、今調整をしているところでございます。

次に、作文のコンクールでございます。対象を小学校5年生から中学校3年生まで。文

字数につきましては、小学生が800文字以内、中学生は1,200文字以内ということで、テーマにつきましては、小学生の5、6年生はテーマとして、「私の好きなあきる野市」や「あきる野市の未来」の2つについて書いていただこうかなと考えております。

中学1年生から3年生については、テーマは1つで「あきる野市の未来」、こんなあきる野市になってほしいということで書いていただくことを考えております。

内容につきましては、絵画と同じように各学年に入選作品を2つ、優秀作品を2つ、最優秀作品を1つ決定して表彰する。この表彰につきましても、先ほどお話をした8月30日の記念式典の中で最優秀の5作品を受賞者に朗読して発表してもらおうということもいいのかと考えております。また、表彰についても、市長部局と検討をしているところでございます。

絵画と作文の優秀、最優秀には、表彰状と盾を授与しようかなと考えております。また、市制20周年のロゴマークが入った定規を全児童生徒に記念品として渡そうかなと考えております。

ただ、市の記念式典の内容がまだ確定していない部分がありますので、教育委員会として式典のどの部分で表彰ができるかというのは、未定でございます。これにつきまして、幹事校長会でお話をさせていただきました。来年度、平成27年度の教育課程に盛り込むということで今調整を進めております。例えば絵画であれば図工や美術の時間等でやっていただくと。作文については、国語の時間に盛り込んでいただいて進めていくと。作文につきましては、人権作文など他にもあり、なかなか難しいというお話もあったんですが、育課程の中で取り入れていただいて取り組めるということでした。8月30日が式典になりますので、こちらで考えているのは来年度の6月中を目途に各学校から提出していただいて、それを教育委員会事務局、また教育委員の皆様方にも審査をしていただいて、学年ごとに5作品を選考するように考えております。今後、1月の校長会でその辺のことをアナウンスしまして、取り組む方向で決めたいと思っております。市の記念式典の内容が固まり次第、再度調整をするようになると思いますので、決まり次第教育委員会の中で報告させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

ご質問いかがでしょうか。

宮田委員。

委員（宮田正彦君）

おそらく、優秀な作品がたくさん挙がってくるかと思えます。作品展示についてですが、記念式典の会場のキララホールだけではなく、巡回展をしたり、小中学校の廊下に掲示するとか、そういったことはお考えではないですか。

委員長（山城清邦君）

小林課長。

教育総務課長（小林賢司君）

今考えているのは、記念式典の中で対応したいなと思っております。

委員（宮田正彦君）

昨日、五日市中学校に行った際に、廊下にはほかの中学校の書道の作品が大分飾ってあったものですから質問しました。

教育長（宮林 徹君）

巡回書道展だね。

委員（宮田正彦君）

保護者はなかなか学校へ行く機会がないかと思いますが、行った機会に見ることができると、とても上手な作品もあったので、できたらそういうことをしていただけるとありがたいなと思いました。

教育総務課長（小林賢司君）

幹事校長会でそういうご意見があったということで話をさせていただきたいと思います。基本的には、8月30日の記念式典に向けてということで考えております。そのご意見も参考にさせていただきたいと思います。

委員（宮田正彦君）

よろしくをお願いします。

委員長（山城清邦君）

教育長。

教育長（宮林 徹君）

市制20周年ということで、来年に向けて市長部局がいろいろと取り組んでいるところです。地芝居サミットを開催したり、大人はいろんなことやっているんです。やはりそこに子供を登場させたい。子供の存在をきちんとアピールしながら、次代を担う子供たちがいるんだぞということを教育委員会から言っていくと。大人だけのお祭りで終わってしまわないかという心配が私はあるんだよね。教育委員会がいるぞ、それから子供がいるぞと。その子供たちが20周年のときに活躍できなくて、何が次代だと思っていました。こういうテーマで、未来のあきる野について子供に作文書かせようとか、そんなことを提案していったんです。それに対して、全体の流れの中に子供が入ってきて、表彰したり、発表したりすると、時間的に半日で式典が終わらないよとか、そういうようなことを市長部局は言わなかった。こういうようにしながら大人だけではなくて、子供の存在を市制20周年なんていう記念のときに、よく見せていくということはとても大事だと思うんだよね。ただ、これは学校にお願いするしかないんだよね。そうすると学校にしてみると、家庭の日の作文だ、絵だとか、いろいろあって、先生方大変なんですということを言う校長もいるんですよね。でも、ここでやらなかったら来年やらないからね。それを乗り越えてやっていながら、あきる野市の子供なんだという意識を持ってもらえたらと思います。アクティブに働きかけていかなければ、子供がいたんだと市長部局だって気づかない。忙しいとか暇だとか、そういう話じゃないんだというのが私の提案なので、それがいいか悪いか、皆さんでご検討いただけたらと思います。

委員長（山城清邦君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

そういう背景があったんですね。とすると、大体のガイドラインを示して、あとはこんな方法があるよと大人が示して、作文や絵画の取り組みを子供たちにさせたらどうでしょう。テーマはこれでいいと思います。各学校で、児童生徒に作文の提出方法やそれまでの流れや動きを、子供たち自身に考えさせたらどうでしょうか。

教育長（宮林 徹君）

そうだね。みんなが書くけど、教育委員会へ提出されるのは全作品じゃなくて優秀な作品だけだからね。全く別個に20周年を子供たちだけで祝う何かをやろうというんだったら全く違う日になるだろうね。今回の提案は、8月30日の式典の日に作品の発表をしていくわけだよね。会場の後ろに絵も張っておこう。代表作は朗読しよう。あきる野市の未来についての提案を、そういう子供の発想する未来もあるんだって大人は気づくこともあるんじゃないかと私は思うんですね。ただ、今丹治委員が言ったように、書きたい人だけが書くんじゃなくて全員が書くと。ここに住んで生活しているという意識が、あきる野市20周年のときにいた子たちだからあるだろうね。

今の段階では、校長会にどういうふうに言っているの。

教育総務課長（小林賢司君）

まだ幹事校長会での段階ですが、全児童生徒に絵画と作文を書いてもらうのはいいことだと。ですが、先ほど教育長のお話にもありましたように、家庭の日や人権の作文を書くこともあって、特に中学生が忙しいというお話を頂戴しています。今回式典が8月30日の予定なので締め切りが夏休み前になります。普通は夏休みに作文を書くということで、取り組みが難しいところですが、教育課程として取り組んでいけば何とか間に合うかなということで、今幹事校長会でご意見いただいているところです。

教育長（宮林 徹君）

教育課程の中に入れるということは、全校生徒が書くということだね。

委員（丹治 充君）

教育課程の中に入れるとなると、何時間を見込んでいるのでしょうか。1時間では、まず終わらないですよ。

教育総務課長（小林賢司君）

先日の幹事校長会では、教育課程の中に盛り込もうという段階です。今後、その辺が議論になると思います。

委員（丹治 充君）

イメージづくりも大事ですから、前もって子供たちに示しておけば、授業時間が1時間でも書けると思います。

教育総務課長（小林賢司君）

幹事校長会では、1月の校長会でアナウンスをお願いしますと言われております。そうすれば新年度に向けての準備ができると。ただ、新小学校1年生もいますので、それ以外の学年には、丹治委員がおっしゃるように事前準備ができるのかなど。そういったこともあって、1月にアナウンスをお願いしますというお話がありました。

指導担当部長（肝付俊朗君）

幹事校長会の中で、これから来年度の教育課程の編成をするということで、この作文を

国語の時間に書かせるのか。あるいは総合的な学習の時間で書かせるのか。いろいろな教育計画があると思います。絵ですと図工の時間になるのかなど。今年度内に、来年度の教育課程に盛り込んでいただくと。式典が8月30日なので、この間の幹事校長会では、6月末までには作品を仕上げなくてはならないかなという話を校長先生たちとしました。そうすると、絵を書く時間、作文を書く時間をいつ設けるのか、先ほど丹治委員がおっしゃったように、周年記念の説明のために1時間必要になるかと思います。それをもって、いついつまでに宿題としてやって来なさいと宿題となることもあるかもしれません。あるいは、絵となればある程度の時間が必要となります。その辺は、年度内に計画をつくる中で、教育課程に盛り込んでいこうという話はしております。事前に教員がそのつもりで計画すればできるのではないかと思います。

委員（丹治 充君）

あと、あきる野市の市民を育てるという観点では、例えば模擬議会を実施しているところもありますよね。ああいった機会を設けてもらえるといいですよ。成人式でも、以前騒ぐ子がいて、あきる野市の未来を考えると何だか暗い気持ちになったこともありました。やはりこういう事業の際に、中学校だったら6校の内1名でもいいから、企画立案を一緒にしてみたらどうでしょうか。大体の大枠が決まってからでもいいですから、子供たちの分担としてここは決めさせたらどうだろうという形のものがあると、もっともっと全体を巻き込んでできるのではないのでしょうか。

委員長（山城清邦君）

例えば、式典の中の1時間を生徒たちに企画から全部考えさせるということとかですね。

委員（丹治 充君）

そういったこともできるのかなど。

委員長（山城清邦君）

式典の中にこういったものを取り込んでいくと。

委員（丹治 充君）

ただ、時間はこの時間だけという制約がないとできないですよ。

教育長（宮林 徹君）

式典の際には、誰かが挨拶して、それで今製作している五日市の20周年の4、50分の映画を上映します。イメージとしては、ただいまから20周年の記念式典を開始します、とアナウンスがあって会場が暗くなって映画が始まると。それが終わった後に式典があって、市長が挨拶して、来賓が挨拶して、1部が終わり。2部でこういうものの発表があったりします。いろんな人が舞台へ出てくるので、半日で終わらなくて3時ぐらいまでかかってしまうような流れになるかと思います。ただ、教育委員会の発表する時間をどこに入れてもらうかということがあります。絵は張ってあるのを見てもえればいいけど、作文はぜひ優秀作品を発表してもらいたいよね。

教育総務課長（小林賢司君）

今考えているのは、作文が5、6年生、中学1、2、3年生で、5人で5分として約25分。あと、表彰についても今市長部局と調整しています。教育長がおっしゃったように、1部、2部があって、2部の中でどのくらいの時間かというのが読めません。朗読につい

ては、最低5点はしたいなと考えております。

委員長（山城清邦君）

式典の構成によるんでしょうね。

教育長（宮林 徹君）

そのほかの団体の参加も当然多いですね。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

ここまで話が進んでしまっているのでも申し上げにくいんですが、各学校へ学校訪問で伺う際に、川柳を廊下に張り出してあるのを見ると、とてもおもしろい発想をしている子がいるんですね。川柳もおもしろいなと個人的には思ったので、述べさせていただきます。

教育長（宮林 徹君）

これは、あきる野市の教育委員会だけではなくて、あきる野市が市制20周年の記念事業としてやっていくときに、教育を入れていこうとしているので、川柳や漫画とか何でもいいんです。それぞれの学校であきる野市が20周年を迎えたこの機会に、20周年記念川柳大会とか、そういう20周年の記念事業をそれぞれの学校の特色でやっていったらいいんです。生徒会主催でも児童会主催でもいいから、みんなで考えてやってみよう。しかし、市として取り組むのは、今からでは無理だよね。

教育総務課長（小林賢司君）

今回、中学生の意見や、こんなあきる野市であってほしい、こんなことを考えているのかということ、市としても参考にできると。こういう事業をして、20周年を記念して子供たちに書いてもらうことで、参考にできるのかなと思って、作文と絵画を考えてみました。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

わかりました。

委員長（山城清邦君）

個人的には、あきる野市と限定してしまうと、イメージの方向性が決まってしまうのかなという印象がします。もっと子供たちの自由な発想で、これからの20年ということ、もっとイメージを開放してあげたほうがいいのかなという気が個人的にはいたします。

委員（丹治 充君）

書く側にとっては、テーマが決まっていると書きやすいのではないのでしょうか。

教育長（宮林 徹君）

これからの日本についてとか、宇宙旅行についてとかスケールの大きい話も、それはそれでいいんだけど、そういったものは、一年中やってもらえるからね。20年目の今ここに生きている中学生として、あきる野市のことについて書いてみるというのが目的だから。そして、あきる野市をこれからどうしたいのかとか、あきる野市をどう思っているのかとか。その中学生や小学生の意見を大人が聞いて、ああ、こういう話もあるんだなと思えたら、結構まちづくりには役立つと思うんだよね。今後の日本の政治について書く子がいるかもしれないけど、ここは20周年を迎えたあきる野市が、これから先どうすべきか、ということ。中学生や小学生は重要な市民ですから。そのために、何かやらせようというこ

とで始めたんですね。あとは学校がやってくれます、作品は出てくると思います。

委員長（山城清邦君）

ほかに何かご意見とかご質問ありますか。よろしいですか。

《はい》

委員長（山城清邦君）

それでは、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第6 報告事項（3）、あきる野市特別支援教育推進計画（素案）について、報告者は説明をお願いいたします。

西山課長。

指導担当課長（西山豪一君）

それでは、あきる野市特別支援教育推進計画（素案）についてご報告申し上げます。

資料をご覧ください。まず1枚めくっていただきまして、はじめにというところに、あきる野市では平成16年度から特別支援教育について取り組んでいるということが書いてあります。このたび東京都の動向を踏まえ、それから教育基本計画に基づきまして、このあきる野市特別支援教育推進計画を策定する旨記載がございます。

中身について、ご説明させていただきます。1枚めくっていただきまして、目次がございます。第1章、計画の策定にあたって、第2章、あきる野市特別支援教育推進計画の基本的な考え方、第3章、あきる野市における特別支援教育の現状、そして第4章があきる野市における推進計画という4つの章立てになっております。特に第3章からを見ていただければと思います。この推進計画に関しましては、小学校6年間、それから中学校3年間をまず土台としておりますが、その前の乳幼児期の段階、そして、まだ十分でないところもありますが、卒業した後はどういったことができるかという視点で考えております。

1枚めくっていただきまして、3ページ目に第1章、計画の策定にあたってというところになります。教育基本計画（第2次計画）とは別に、福祉のほうでもそれぞれの計画がございます。その中に、あきる野市特別支援教育推進計画を位置づけ、教育だけではなく福祉と連携しながら進めていくということで今取り組んでおります。

4ページ以降につきましては、第2章の基本的な考え方としまして、日々教育委員会の際に教育長からもお話をいただいているところです。本市における推進教育は、全ての子どもたちを大切に特別支援教育の推進を大前提としております。それに向けて3つの視点を定め、それぞれについて具体的な取り組みを進めているということです。

5ページからは、特別支援教育の現状ということで、まず初めは乳幼児期にこのような取り組みをしているということで、現状を載せさせていただいております。

6ページからは、小・中学校期ということでそれぞれの取り組みを載せさせていただきまして、7ページ半ば以降につきましては、市として取り組んでいる内容について順番に書いております。

特に7ページの（2）、あきる野市特別支援教育検討委員会というのが、本市における特別支援教育にとって、とても重要な会となっております。この会で、今見ていただいている推進計画をまず素案として一度検討していただきました。その後、改めてご意見を踏まえたものを作成し、それを教育委員会で確認していただいて、承認していただくという流

れを考えております。

8 ページ以降につきましても、それぞれ本市で取り組んでいる特別支援教育にかかわる内容が書かれております。

それから、13 ページから具体的な施策ということで、就学前の段階、小・中学校でどういうことをやっていくかということが、今現在のところは書いてあります。

1 つ、A4 判横型のものがついておりますが、こちらがあきる野市の特別支援教育推進の全体計画案になっております。その中に、今お話しさせていただいたようなものを網羅して1枚にまとめたものになっております。毎年これをつくりまして、先ほどご説明をした検討委員会で、本年度の取り組みについて説明をさせていただいた資料になります。現在は、こちらに基づいて進めておりますが、27年度以降につきましては、この推進計画に基づいて進めていく形になります。

今後のスケジュールにつきましては、本日、ご報告させていただいた後、少し期間をとりまして2月2日に第2回の特別支援教育検討委員会を開催いたします。第1回目につきましては、11月14日に開催させていただきました。検討委員会のメンバーといたしましては、義務教育の先生や、医師、保護者、市内の校長先生方、都立学校の校長先生や副校長先生、そして市役所内の福祉部局の課長なども参加して、それぞれの立場でこれを見ていただきました。あきる野市にとって一番よいと思われる推進計画を策定していくということで、11月14日が第1回目、2月2日が第2回目という形になっております。教育委員会に関しましては、2月20日にこの推進計画の案を決定した後、3月1日から14日までパブリックコメントを実施して、市民からのご意見をいただこうと思っております。そして、それらの意見を踏まえた後に、3月の定例教育委員会で最終的なものについて、ご協議いただければと考えております。一通りの説明にはなってしまいましたけれども、以上になります。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

ご質問いかがですか。

委員（丹治 充君）

1点、よろしいでしょうか。

委員長（山城清邦君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

子供に対する支援について、よくわかりました。こういう形で進めていくのがやはりいいと思います。一方、保護者と連携をとりながらとありますが、なかなか保護者の理解が進まないこともあるようですね。もう少し、親を対象として家庭に対する支援を取り組んでいかなければならないのではないかなという気もいたします。教職員の専門性の向上についても記載がありましたが、一方で保護者に対してのそういった手だてがあれば、あきる野市の特別支援教育にさらに厚みが出るのではないかと思います。

以上です。

指導担当課長（西山豪一君）

実は、今丹治委員からご指摘いただいた点につきましては、第1回目の検討委員会でもお話がありました。保護者、市民に対してどう広げていくか、どう周知していくか、それをどういう形に持っていくかという視点も必要ではないかというご意見もいただいております。今のご意見は、今後必ずやっていかななくてはいけないものの一つであると思いますので、取り組みの中に盛り込んでいきたいと思っています。

委員（丹治 充君）

そういう関係でいくと、交通事故等で高次脳機能障害を起こした場合なども、家庭に対する支援もですが、その方への研修も周りを巻き込んで特別に取り出してやっていますが、教育の場面でも、同じように有効に働くのではないかと私は思います。

委員長（山城清邦君）

全体を見渡して、本当に一人一人の生涯にわたっていく範囲になりますね。

指導担当課長（西山豪一君）

そうですね。広く続いていくことをイメージしております。

委員長（山城清邦君）

ほかにご質問ございませんか。

宮田委員。

委員（宮田正彦君）

11ページの教員等研修会の実施の中に、過去3年間の実施状況が出ていますよね。新聞でも特別支援の記事を見ますが、特別支援の免許を持っていない教員の方に対する研修と考えるといいのでしょうか。

指導担当課長（西山豪一君）

この研修は、特別支援の免許を持っている者ではなく、どちらかというと持っていない者、それからある程度特別支援について理解はしているけれども、さらにその資質を高める必要のある者とそれぞれに内容を変えながら、多くの教員が参加できるような研修となっております。

委員（宮田正彦君）

わかりました。

教育長（宮林 徹君）

先ほど、生活指導の話もありましたよね。全ての先生方が特別支援の理念をしっかり勉強していることによって、一人一人の病んでいる子供たちの内面に迫っていけるように必ずなるんだと私は思います。そのためには、起こっている現象だけをつかまえて、そこをどう処理していくかということも場合によっては必要だけでも、彼や彼女にそうさせている本当の心は何なんだろうと考えられる先生になることなんです、特別支援というのは。あの子があんなことやっているけど、彼をそうさせている本当の心は何なんだろう。不登校なら不登校、非行を起こして暴力を振るっている子供、万引きをした子についてもね。現象は現象としてあるけども、それをさせた子供の本当の心って何なんだろうということをもみんなでちゃんと考えて、そこに迫っていこうと全ての先生ができる学校にしたい。だから、特別支援教育をやっているんです。一般的に、特別支援教育というと発達障害の子

供をどうするかということなんです。障害を持っているお母さんたちが集まってきます。それはそれでももちろん大事なことだけでも、あきる野が言っているのは、発達障害のない子も何かしら悩みを持っているんだから。そこに日頃からかかわっていく先生がいたら、非行もなくなるだろうし、情緒も安定してくるだろうし、情緒が安定してくれば知的な活動ができるだろうし、学力も上がるだろうというのが、私の考えなんです。それはすごく大変なことなんです。教師が本当にしなくてはならないことなんです。それをみんなで勉強しようとして盛んに言っています。校長を含め教員には異動があるので、教え続けなくちゃいけない。今回の計画には数字も出ていますが、私の言う研修はそういうことです。

委員長（山城清邦君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

あきる野市の場合、チーフコーディネーターを養成されて、かなり力がついている方も多いと思います。チーフコーディネーターとして一人前になるまでに、どのぐらいかかりますか。教育長の話にも関連しますが、一人前になったら他市に異動してしまう気がして、供給源になっているのではないかなと思ってしまったものですから。

指導担当課長（西山豪一君）

本市におきましては、各校にコーディネーターを複数名配置するというのを、まず1つ大きく取り組んでおります。その中で、今丹治委員からお話いただいたように、その中で特に核になるものがチーフコーディネーターとなっております。例えば、小学校に3人コーディネーターがいれば、低・中・高学年それぞれに配置することもできます。そういう意味でより特別支援教育を広く教職員に理解させ、実際に実施できます。ただ、それを取り仕切るチーフコーディネーターになると、かなりの知識と経験がないと難しいというのが現状です。今、丹治委員からご質問のあった、どのぐらい期間がかかるかということに関しましては、例えばあきる野市で初任を迎えて6年間ここにいて、特別支援を学んだ者というのはかなりの力を持っている者が多いです。ただ、その者がすぐにチーフコーディネーターになれるかということ、そこはまた難しい現状があると思います。ですので、教員を育てると同時に、教育長からもお話のあったように、他から異動してきた教員もさらに伸ばして、そして学校の核にしていくということも必要かなと思います。その意味では、長い期間をしっかりとかけながら、どんどん育てていくというのが大事かなと思っております。

委員長（山城清邦君）

よろしいですか。

田野倉委員、何かありますか。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

先ほど宮田委員もお話されていましたが、研修の受講については、全教職員が受けられる形になっているのでしょうか。

指導担当課長（西山豪一君）

まず、あきる野市に異動してきた者は、原則これを受講してくださいと呼びかけています。ただ、今年度7つの研修がありますが、レベルがかなり違うものもありますので、そ

の中の基礎的なものはしっかりと受講してほしいという形で学校に呼びかけをしております。それぞれの内容を先ほど少しお話しさせていただきましたが、全部同じレベルにしてしまうと、経験のある者からすれば物足りなさを感じたり、反対に難し過ぎると初めての者にとってはわかりづらいということで、テーマや内容を少し変えながら、できるだけ多くの教員が受講できるようにしております。ただ、若手の初任者に関しては、別に必修の初任者研修がありますので、それを受講することで、その研修に当てることができると、しっかり受講しなさいとか、他から来た先生方にも、この辺のコースについてはできるだけ受けるようにということで、学校長を通して話をしてもらっています。特別支援がわからないという先生を、1年間たったときにはいないようにしようと。必ずこの1年目に何か学んでいただいて、それを積み重ねていこうという思いでこの研修を企画しております。

委員長（山城清邦君）

よろしいですか。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

はい。

委員長（山城清邦君）

あきる野市は特別支援に関して本当に先駆的な市ですので、これからますます充実していったらいいなと心から思っております。よろしく願いいたします。

それでは、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第7 報告事項（4）あきる野市いじめ防止対策推進条例（案）について、報告者は説明をお願いいたします。

指導担当課長（西山豪一君）

それでは、いじめ防止対策推進条例（案）について報告させていただきます。

先ほど議案として上げさせていただきました、基本方針の元になる条例とご理解いただければと思います。この条例ができたときに、基本方針が成立するという形になります。ただ、条例だけではわかりにくいところもありますので、今回条例を制定するに当たり、基本方針も同時につくっているのが現状でございます。内容につきまして、読み上げて説明させていただきます。

まず1番、条例の基本的な考え方につきましては、ここにありますように、全ての子供たちがかけがえのない存在であるということ踏まえた上で、社会全体で成長を支援することが大切である。特に2段落目、先ほど基本方針の中でも少し触れさせていただきました、地域ぐるみで市立学校におけるいじめ問題を克服し、子供たちの尊厳を保持するために、市と学校、保護者、地域住民、その他の関係機関及び東京都が相互に連携し、いじめ防止に向けて取り組んでいる。いじめ防止対策推進法に基づいて条例を制定する旨、書かせていただいております。

2番からが条例の大まかな内容になります。まず1として目的がございます。法に基づく、いじめ防止対策等について、基本理念、関係者の責務、あきる野市の対策に関する基本的な事項を定め、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。2の基本理念のところ、先ほどの話に関連するものとしては3つありますが、

特にウの部分です。学校全体で組織的に取り組むとともに、地域住民を含めた社会全体でいじめ問題を克服することを目指して行わなければならないということをうたっております。

そして、3のいじめの禁止、4以降の責務の部分ですが、本来責務に関しては地方公共団体、学校の設置者の責務、学校の責務、保護者の責務までが法で示されています。あきる野市におきましては、裏面を見ていただきまして、8として市民の責務というものを載せさせていただきました。あきる野市の子供たちからいじめをなくしていくという取り組みを進めていくためには、やはりあきる野市全体で取り組まなければいけないということで、この8の部分了他にはない、あきる野市独自のものとなっております。

9、10につきましては、それぞれ市と学校が立てる基本方針について触れております。

11につきましては、先ほども話がありました市で設置する組織などについてです。12につきましては、学校で設置する組織の部分。13につきましては、教育委員会または学校における重大事態における対処について。それから14につきましては、市長が重大事態に対応する場合の組織について載せさせていただいております。

3番の今後のスケジュールとしましては、先ほどの基本方針とともに、12月1日から15日まで、パブリックコメントを実施いたします。そして、条例に関しましては、平成27年第1回市議会定例会に条例案を提出する予定で今進めております。条例が制定した後に、あきる野市いじめ防止基本方針が決定する形をとっております。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

先ほどの基本方針との関係もありますし、この条例についても皆さんのご意見を承りたいと思います。今、西山課長が説明された8の市民の責務というのは、地域との関係も当然想定しているものということでよろしいでしょうか。それを今回、具体的にマニフェストのように示されたと。

指導担当課長（西山豪一君）

はい。明確に示すという意味です。

委員長（山城清邦君）

条例としては、最初のページの2番がこの条例の本体と考えてよろしいですか。

指導担当課長（西山豪一君）

はい。すべての項立て載ってございませんが、概要としては、こういった形になります。

委員長（山城清邦君）

いかがですか。裏面の14、市長は、いじめ問題協議会を設置することができると思いますが、これは法律上もできたんですね。

指導担当課長（西山豪一君）

はい。法律上も同じような形になっております。

読ませていただきます。30条の第2項です。法律の文言どおり読みますと、前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態に対処または当該重大事態と同種の事態の発生を防止するために必要があると認めるときは、附属機関を設け

て調査を行うなどの方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。となっております。

委員長（山城清邦君）

法でできるというこの意味合いは、設けなくても済む場合がある場合については、これは市長の判断でいいということなんですか。

指導担当課長（西山豪一君）

はい。

委員長（山城清邦君）

何かご質問いかがでしょうか。よろしいですか。

教育長、何かございますか。

教育長（宮林 徹君）

結構です。

委員長（山城清邦君）

宮田委員よろしいですか。

委員（宮田正彦君）

条例という基本的なものだと思いますが、市の責務以降、どれも重要だとは思いますがそれは別にして、「努めるものとする」という表記は、条例上の文言になるとは思いますが、私としてはもう少し強い表現でもいいのではないかと思う部分がありました。

委員長（山城清邦君）

条例ということになれば市がつくる法律みたいなものですから、地方公共団体としては非常に重い決意表明になりますのでその点は大丈夫かと思えます。

よろしいでしょうか。

《はい》

委員長（山城清邦君）

本件は報告として承りました。

最後に、教育委員報告です。

それでは、教育長から報告をお願いいたします。

教育長（宮林 徹君）

私のほうですが、皆さんと同じように今月は多西小学校の140周年記念、それからつい先日は南秋留小学校の40周年記念、そういった大きな周年事業がありました。また、今月の終わり、29日は五日市小学校の140周年記念があります。それぞれの学校がそれぞれに、140年は140年の重みを持った式典であつたし、40年は40年の学校というイメージを持って一生懸命やってくれたと思います。

それから、11月19、20日の2日間で市職員の採用面接試験がありました。大変若い、大学卒業したばかりの人や、26、7歳の若者も受験をしてきて、私、市長、副市長の3人で面接をしました。非常によくあきる野市のことを勉強してきて受けている人もいれば、全くあきる野市がどんなところかわからないまま、筆記試験通った方もいましたね。面接すると、本当によくわかるなど改めて思いました。

以上です。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

ほかの委員さん、この1カ月活動されて、何かここで報告をなさりたいことがありましたらどうぞ。

宮田委員。

委員（宮田正彦君）

市倉家住宅ですが、大分でき上がって、あと棟の部分を残すぐらいで、あと裏の水屋も檜皮葺きやるというお話になっているということでした。見学させていただきまして、やはり建てたらそれっきりではなくて、1年に1回ぐらいは手を入れないとどうしても傷んでしまうと。それは何でも考え方としては同じだと思うんですよ。1回きりで予算つけて建てれば終わりではなくて、小さな修理を細々やっていけば大きな事態を招かないのではないかと思います。そういう面では、大変勉強になったということと、それから棟梁が大変若い方で、宮城県のほうから来られているということで、他の方も京都から来られている方もいて、修復をやっている方がだんだん少なくなって、地方で連絡をとり合って仕事をされているというお話でした。意外に若い方が育っているんだなということに驚きました。大変勉強になりました。

以上です。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

マールボロウに関して、田野倉委員何かございますか。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

マールボロウに関しては、ホストファミリークラブの峯岸会長が派遣に同行しましたので、話を聞きました。派遣された中学生は皆、ウィットコムスクールの歓迎式典では堂々として、スピーチも頑張っていたと。ただ、マールボロウの生徒とあきる野の生徒のコミュニケーションがうまくとれなかった例が何件かあったというお話は聞いています。その辺12月14日に事後報告会がありますので、それぞれ本人の口からどんな報告があるのかなと楽しみです。

それ以外には、学芸会をやっていた学校がすごく多くて、どの学校も非常に趣向を凝らしてあって、先生方も児童もどれほど練習を積んできたのかなと思いました。特に先生方のお話をお聞きすると、夜遅くまで残って舞台美術や衣装など、いろんなことを頑張っていたのがよくわかりました。

その中でも宮田委員と一緒に拝見した、五日市小学校の6年生の劇が素晴らしかったです。五日市憲法草案を題材にして、昔にタイムスリップをして、深沢権八先生と五日市憲法草案をつくるというオリジナルの脚本を考えて演じていました。脚本もすばらしいでしたし、舞台装飾や、演じている児童たちもとても堂々と気持ちを込めて演じていて、中には演じながら感激して涙を流すような児童もいたりして非常に感銘を受けました。本番前日の児童向けの劇を見させていただいたんですが、きっと本番のときには地域の方や保護者にも非常に好評を博したのではないかなと思いました。

あと、もう一点、前回の定例会でご案内いただきました五日市憲法草案と地域の学習活

動という図書館でやっていた展示や、アートスタジオ五日市の版画展のほうにも、寄らせていただきました。せっかくこれだけのことをやっているのに、もっと大勢の方に来ていただけるようにアピールをしていただいたほうがいいのかなと感じました。とても素晴らしいことやっているのに、いらっしゃった方が、本当に少ないように感じましたので、広報などに掲載して市民にアピールはしているかとは思いますが、図書館の展示場所も2階の奥の会議室で場所がわかりづらかったりするので、一般の方が足を踏み入れるにはわかりづらいかと思います。せっかくいい展示をやっているのに、もう少しPRの工夫を考えて、アピールしていただけたらなと感じました。

以上です。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

丹治委員はよろしいですか。

委員（丹治 充君）

私も同じような感想を持っております。特に児童の学芸会、本当に一生懸命やっているなど。低学年から高学年まで、それぞれ一生懸命取り組んでいるなど感じました。失敗しても、それを指摘するような子もいないですし、いじめとも対比させながら見ていましたが、子供たちの心も育っているのかなと、そんな感想を持ちました。

それから、南秋留小学校の創立40周年記念式典ですが、ビオトープを拝見しました。あそこにかける地域の皆さん、PTA、OBたちが一体となって学校を支援していく、そういった姿をやはり大事にしていけないといけないなということを改めて感じさせられました。

以上です。

委員長（山城清邦君）

私のほうからご報告します。屋城小学校の言語能力向上拠点校の発表、本当にすばしかなかったと思っております。先生方大変だったと思いますが、あれだけのことができるということは、必ず参加された先生方のお力になったと思っております。本当に私どもにとっても非常に勉強になりました。ありがとうございました。

それから、11月6日に、教育長とご一緒でしたが、西多摩中学校連合会音楽会がゆとりぎホールでありました。聴かせていただきましたが、とてもいい試みだとは思いますが、いろいろ問題点も感じました。いろいろな中学校が合唱したりブラスバンドをしたりするんですが、出演した子供たちは自分の出番近くに来て、終わるとみんな帰っちゃうんです。ほかの中学校の生徒の演奏を肝心の生徒がほとんど聴けていないので、何のための音楽会なのかなという感じがしました。やはり市内ばかりでなく奥多摩、瑞穂の子供たちも来て演奏していますので行き帰りの時間が必要なのはわかります。子供たちが他校の演奏を聴いて、あの学校はあんなことをやるんだということを見て、お互いに切磋琢磨するということがないので、非常に拍子抜けのような感じがしました。私なりの推測ですが、授業の合間を縫ってきているので、演奏が終わったらすぐに学校に帰るといったようなスケジュールなのかなと思いました。今の形態で進めていっていいんだろうかという問題意識を正直言って持たざるを得ませんでした。いろんな背景があるんでしょうが、もったいないなと

思いました。

それから、学芸会、草花小のふたば学級の出し物を見させていただきました。この子たちがふたば学級の子なのかなと思うくらいの、本当に力いっぱい、身振りも大きく自分の存在感をフルに発揮して出し物をやっている、とてもうれしかったですし勉強になりました。ここまで仕上げるのは、先生大変だったろうなと思います。すごいなと思った次第でございます。

以上です。

連合会音楽会には何か背景があるのでしょうか。

教育長（宮林 徹君）

私のときには、平日にやっていたね。

委員（丹治 充君）

当時は小河内もありましたし、演奏してすぐ帰らないと、バスがなかったりするのではないのでしょうか。

委員長（山城清邦君）

奥多摩町はバスをチャーターして来ていましたね。

委員（丹治 充君）

以前は電車でしたし、その名残ですかね。

教育長（宮林 徹君）

前は、福生の市民会館でやっていたんだよね。

委員（丹治 充君）

今、半日ですよ。今までは一日かけていましたよね。

教育長（宮林 徹君）

もったいないよね、確かに。

委員長（山城清邦君）

客席はほとんどがらがらに感じました。

委員（丹治 充君）

吹奏楽はほとんどやらないでしょう。

委員長（山城清邦君）

やらないですね。合唱が多かったですね。

委員（丹治 充君）

今回、羽村市だって都大会で金賞受章しましたよね。あきる野市だってそうですが、吹奏楽はほとんどできなかったですね。

委員長（山城清邦君）

無理があるのならば、無理にやることないのかななんて思ったんですよ。

委員（丹治 充君）

あれしかないですよ、連合で開催するものは。

教育長（宮林 徹君）

そうですね。あとは意見交換会とか弁論大会があるけどね。

委員長（山城清邦君）

それでは、以上をもちまして教育委員報告を終わります。

今後の日程等につきまして、事務局からご案内をお願いします。

小林課長。

教育総務課長（小林賢司君）

それでは、今後の日程等につきましてご案内をさせていただきます。11月29日土曜日、五日市小学校の創立140周年記念式典が開催をされます。午後2時開式となりますので、よろしくお願いいたします。

12月6日土曜日でございますが、午後1時から秋川キララホールで第19回あきる野市中学生主張大会が開催をされます。

12月8日月曜日でございますが、御堂中学校の学校訪問となります。市役所を午前9時に出発しますので、よろしくお願いいたします。

12月12日金曜日は、同じく増戸中学校の学校訪問となります。市役所を9時に出発しますので、よろしくお願いいたします。

後ほど、担当の岡野課長のほうから説明がありますが、12月13日土曜日は秋流子ども体験塾、小中学生駅伝大会が東京サマーランドのファミリーパーク特設会場で開催をされます。開会式が午前8時30分となりますので、よろしくお願いいたします。

12月15日月曜日でございますが、先ほど報告事項で説明をさせていただきました教育委員会感謝状贈呈式を午後2時から市役所5階505会議室で開催をいたしますので、よろしくお願いいたします。

最後に、次回12月の定例会でございますが、12月24日水曜日午後2時から505会議室で開催をいたします。

以上でございます。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

西山課長、前後して申し訳ないんですが、条例のことで教えてください。法律ではいじめをしてはならない、の主語が「児童等」ですよ。

指導担当課長（西山豪一君）

はい。

委員長（山城清邦君）

条例では「子ども」になっていますが、これは何か理由があるのでしょうか。

指導担当課長（西山豪一君）

あきる野市で定めるに当たって、児童生徒という言葉より普段から使われていますし、わかりやすいのではないかとということで「子ども」になりました。

委員長（山城清邦君）

なじみやすいということですね。その場合、「子ども」という定義が必要なんではないでしょうか。

指導担当課長（西山豪一君）

今回の概要版には載せてありませんが、条例の中に定義は入れております。「子ども」は、例えば市内の小中学校に通う子供ですとか、保護者に関してなど、幾つか定義をしております。

ます。

委員長（山城清邦君）

わかりました。

それでは、以上をもちまして、あきる野市教育委員会 11 月の定例会を終了いたします。

閉会宣言 午後 4 時 22 分